

随意契約理由書

件名	市庁舎電話交換設備保守点検業務	
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該業務については、既設、電話交換設備の保守点検業務を行うものである。上記業者は既設、電話交換設備の設計、製作、設置を行った製造メーカーであり、独自開発のシステム及びシステム構成品によって電話交換設備を構築している。そのため、同業他社では既設電話交換設備の保守点検業務を行うことが不可能なため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎管理課 庁舎管理係	(電話番号 322-5066)